

# 平成30年度税制改正・ 予算要望

(一社)日本ビルデング協会連合会は、国土交通省に対して平成30年度の税制改正・予算に関する要望を提出しました。概要は次のとおりです

## I 既存税制の延長要望

### 1. 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の延長

商業地等に係る固定資産税・都市計画税について、現行の負担調整措置の継続を前提に、次の条例による特例措置の適用期限を延長していただきたい。

#### (1) 負担水準上限率の減額制度

商業地等の固定資産税・都市計画税の負担調整措置における負担水準の上限率70%について、地方公共団体が条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることができる特例措置。

#### (2) 激変緩和制度

商業地等の固定資産税等の負担の上昇幅について、地方公共団体が条例により、1.1倍以上の範囲内で抑制できることを可能とする特例措置。

### 2. 国家戦略特別区域における特例措置の延長 (法人税・法人住民税・法人事業税)

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却または税額控除が可能となる特例措置の適用期限を延長していただきたい。

[現行要件]

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%
選択	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
税額控除	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

### 3. 国際戦略総合特区における特例措置の延長 (法人税・法人住民税・法人事業税)

国際戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国際戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却または税額控除が可能となる特例措置の適用期限を延長していただきたい。

[現行要件]

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	50%
選択	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
税額控除	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

### 4. 土地に係る不動産取得税の特例措置の延長

#### (1) 土地の取得に係る特例措置

土地の取得に係る不動産取得税の税率について、本則4%のところ3%とする特例措置の適用期限を延長していただきたい。

#### (2) 宅地評価土地の取得に係る特例措置

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の税率について、課税

標準価格を評価額の1/2に軽減する特例措置の適用期限を延長していただきたい。

### 5. 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る 印紙税の特例措置

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の適用期限を延長していただきたい。

## II 税制の見直し要望

### 6. 建築物に係る多重課税の見直し

建築物には、消費税だけでなく不動産取得税・登録免許税・印紙税・固定資産税等が重畳的に賦課され、税負担が過重となっている。

については、消費税率引上げに際し、これらの多重課税を見直し、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化及び不動産譲渡契約書に関する印紙税の廃止等を図っていただきたい。

## III 各種支援の拡充要望

### 7. 市街地再開発事業のための支援の拡充

都市再生において中心的な役割を担う市街地再開発事業について、建築工事費の高騰により事業収支が厳しい状況が続いており、再開発事業を通じた街づくりを促進するため、支援を拡充されたい。

### 8. 既存ビルにおける省エネ改修投資促進のための 支援の拡充

業務部門の省CO<sub>2</sub>・省エネを推進する上で、既存ビルの省エネ性能向上が重要な課題であり、こうしたビルが最先端の省エネ技術を導入することを促進する支援を拡充されたい。

### 9. ビルにおける耐震性能向上に資する事業への支援の拡充

都市のBCP(事業継続計画)機能の向上等を図るため、ビルにおいて耐震性能を大きく向上させる事業の実施に対する支援を拡充されたい。

### 10. 代替フロン削減に対応する冷媒及び 空調機器に関する支援の実施

代替フロン(HFC)がキガリ改正\*により段階的削減が図られる中、ビル事業者が省エネ性能を向上させつつ、計画的に機種を更新できるよう、温室効果ガスを大幅に低減させた次世代の冷媒及び空調機器への技術開発の支援を図られたい。

また、ビル事業者に対して、こうした技術を採用する空調機器の導入を支援されたい。

\*2016年10月、アフリカのルワンダの首都キガリで定められた温室効果の高いフロンの削減枠組み